

## スペイン政府の行政文書管理体制

(「スペインの公文書制度の確立と国家行政による公文書制度並びに公的機関、そのアクセス体制の規定に関する勅令\*、第9条～第12条より作成)

	保存主体	機能
現用記録管理	Archivos de oficina o de gestión (アーカイブ・オフィス、アーカイブ管理オフィス)	政府組織・公的団体内の各部局等にある記録管理を行うオフィス。現用の記録管理を行う。その機能は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>行政活動のサポートや、各行政活動ユニットの行為や活動の認可</li> <li>各ユニットが作成した文書の組織化</li> <li>中央アーカイブ (Archivo Generales/Centrales) と共同で作成した保存期間に従い、ユニットでの管理を終えた文書を中央アーカイブに移管する。</li> </ul> など。
	Archivos Generales/Centrales de los Ministerios (各省の中央アーカイブ)	各政府機関・公的団体に設置されたアーカイブズで、現行の規則等によって定められた保存期間を満了した文書を保管する。その機能は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>組織内の各アーカイブ・オフィスに必要な技術的助言を行い、記録の管理の統制・調整を行う。</li> <li>記録の業務シリーズを作成する。</li> <li>国際的／国内的アーカイブズ記述標準に基づき、記録の機能を記述する。</li> <li>現行の規則によって定められた手続きに従って、文書の評価選別(一次選別)を行う。</li> <li>要件を満たした記録については廃棄を行い、永久保存とするものは中間書庫 (Archivo intermedio) へ移管する。</li> <li>移管の際に、各文書群の記述を中間書庫に提供する。</li> <li>電子的に扱われる行政手続きの管理システムについて、設計と実施を行う横断的専門家チームに参加する。</li> </ul> など。
中間書庫の管理	Archivo General de la Administración (国立行政文書館)	首都マドリッド郊外のアルカラ・デ・エナーレスに所在する、スペイン政府記録の中間書庫 (Archivo intermedio) の役割を持つ公文書館。中間書庫としては、ワシントンのアメリカ連邦記録館、フランスのフォンテン・ブロー公文書館に次ぐ、世界3番目の規模を持つ。政府機関や公的団体で作成された記録のうち、現用段階 (fase activa) を終えたものを一括管理する。文化省 (Ministerio de Cultura) の所管。その機能は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>各政府機関等の中央アーカイブから移管された文書(一般に、作成後15年経過した文書**)を保存。</li> <li>必要な場合は、中央アーカイブで行われた廃棄や永年保存、アクセスについての判断に、高等行政文書委員会 (Comision Superior Calificadora de Documentos Administrativos) の決議を適用することがある。</li> <li>行政文書委員会 (Comision Calificadora de Documentos Administrativos) がワーキング・グループを立ち上げ、評価選別プロセスを行う(二次選別)。行政文書館に移管されなかった文書群の保存を行う場合がある。</li> <li>電子文書や電子ファイルの中期的保存(エミュレーション、マイグレーション、媒体変換)のための戦略を策定・評価する。</li> <li>各政府機関の中央アーカイブから引き継いだ文書群の記述のうち、特に上位の階層の記述を完成させる。</li> <li>国立歴史文書館への移管を行う。</li> </ul> など。 中央アーカイブから移管される文書のほかに個人や公的団体の記録の寄贈・寄託を受けることもある。なお、国立歴史文書館の収蔵スペースの関係で、多くの文書が移管されないまま行政文書館に所蔵されているという**。
歴史文書館の管理	Archivo Histórico Nacional (国立歴史文書館)	スペインの歴史遺産である資料群の管理・保存・保護を行う機関であり、スペイン政府の行政文書についての歴史文書館 (archivo historico) の役割を持つ。文化省 (Ministerio de Cultura) の所管。その機能は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>国立行政文書館から移管された文書の保管</li> <li>原本の保全と普及のため、資料の複製や刊行プログラムを実施する。</li> <li>電子文書・電子ファイルの長期保存に適用可能な戦略の策定・評価を行う。</li> <li>国立行政文書館が作成した目録記述につき、特に文書ユニットごとの記述を完成させる。</li> <li>保存している文書記録遺産のアウトリーチ・プログラム等を促進する。</li> </ul> など。

\*Real Decreto 1708/2011, de 18 de noviembre, por el que se establece el Sistema Español de Archivos y se regula el Sistema de Archivos de la Administración General del Estado y de sus Organismos Públicos y su régimen de acceso. available at: <https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2011-18541>(アクセス:2016年10月14日)

\*\*スペイン及びラテンアメリカ諸国のアーカイブズ所蔵機関検索システム「Censo-Guía de Archivos de España e Iberoamérica」、'ARCHIVO GENERAL DE LA ADMINISTRACIÓN, ALCALÁ DE HENARES'の 'Historia de la institución que custodia los fondos de archivo' より。(http://censoarchivos.mcu.es/CensoGuia/archivodetail.htm?id=4、アクセス:2016年10月14日)